

田村愛之助『聞光寺梵鐘鑄造関係書類』と聞光寺梵鐘

片岡直樹

2013年2月

新潟産業大学経済学部紀要 第41号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY
FACULTY OF ECONOMICS

No.41 February 2013

田村愛之助『聞光寺梵鐘鑄造関係書類』と 聞光寺梵鐘

TAMURA Ainosuke's Monkoji Bonscho Chuzo Kankei Shorui (Documents on the Casting of the Large Temple Bell in Monko-ji Temple) and the Bonscho in Monko-ji Temple

片岡 直樹

KATAOKA Naoki

要旨

柏崎の名刹聞光寺所蔵の梵鐘は松平定信の直筆銘を有することでも知られ、市の有形文化財に指定されている。本稿では郷土史家田村愛之助氏による『聞光寺梵鐘鑄造関係書類』および関係する原資料（文書・拓本）を紹介するとともに若干の考察を加え、今後の研究に資することとしたい。

はじめに

田村愛之助氏（図1）は知る人ぞ知る柏崎の郷土史家であ

る。同市ホームページの「かしわざきのひと」には他の三十五人とともに同氏の紹介文が掲載されている⁽¹⁾。

たむらあいのすけ

田村愛之助

郷土史研究家田村愛之助氏は、昭和47年8月、85歳で他界、「史学道愛居士」となって、鯨波妙智寺に眠っている。氏は明治20年2月、大沢旧庄屋柳小右衛門の五男に生まれ、長じて鯨波の旧組頭田村家に婿養子となった。

柏崎郵便局や鯨波村役場、鯨波信用組合などに勤める傍ら、郷土資料の収集と研究に没頭し、ついに家産を傾けるほどになった。特に、晩年に夫人や嗣子を亡くし、失意のどん底にあつて生活はより苦しくなった。

こうした中で情熱的に収集した町会所御用留帳をはじめ2千余点に及ぶ膨大な資料は、昭和42年、柏崎市立図書館に寄贈、「田村文庫」と名付けられ、今は柏崎の歴史や民俗を学ぶ者の必見の資料となっている。

簡にして要を得た文で、この篤学の士の為人をよくあらわしているように思う。氏の生涯を通じておこなわれた郷土資料の収集と研究は非常なる情熱をもってなされ、ことに不遇



図1 田村愛之助氏

柏崎市HPより転載

ところとなっている。

標題に掲げた『聞光寺梵鐘鑄造関係書類』は同氏による私家版であり、その名のとおり柏崎市内の名刹・聞光寺（真宗大谷派、西本町二丁目）の梵鐘と半鐘に関する江戸の文書類および銘文の拓本を読み解き、ガリ版刷りとした和綴本である。和紙を二つ折りにして二箇所を紙縫で綴じたもので、縦二十一・一センチ、横十五・三センチ、紙数全十枚（本文十八頁）から成る。後半部分には上部に赤インクの染みがある（16〜21頁の図版参照）。

本文は冒頭に田村氏による序文（解説文）があり、次いで梵鐘と半鐘の製作に関わる文書類および銘文拓本の内容がガリ版刷り黒インクの文字で逐一丁寧に書き写されている。史料の別ごとに(一)〜(十)の十章が立てられ、このうち(一)〜(七)は梵鐘の、(八)〜(十)は半鐘の関係史料となっている。発行年の記載

の晩年にあつてのそれには鬼気迫るものがあつたという。現在でも清貧の碩学として地元識者の口へのぼることもしばしばで、多くの人の記憶する

が無いため作成の時期は詳らかでないが、謄写版印刷となっているところから推して、本人の手控えではなく世人に頒布することを目的としたものと思われる。

なお、原本である文書と拓本（一部を除く）は現在「田村文庫」の一部として柏崎市立図書館の所蔵となっており、閲覧することができる。

筆者はこの書の存在を奈良市在住の鑄造品修復家で鑄造技法研究者の杉本和江氏の御教示によつて知つたのであるが（2）、同書は江戸時代の鑄造技術に関する貴重な研究資料である。ただでさえ読みづらい江戸の文書を丹念に読み解き、ことに第五章に筆録されている「御鐘注文之事」には梵鐘の材料・分量・金額等が具体的に記されていて、それが現存する梵鐘についてのものだけに価値が高い。

と同時に、同書が謄写版とはいえ郷土の碩学・田村愛之助氏の直筆に成るものであること、また扱われている内容が市内聞光寺の名鐘（松平定信直筆から採つた銘を刻む¹¹後述）のそれであり、全国的に知られた大久保鑄物師にも関わる直接資料ということになれば、本学の地元・柏崎の歴史研究および文化財研究にも裨益するところ大なるものと考ええる¹³。

しかしながら、おそらくは頒布を目的として作製された同

書も現在では柏崎市立図書館においても閲覧できず⁽⁴⁾、一部識者を除いてその存在も忘れられたものとなっている。そこで本小論では『聞光寺梵鐘鑄造関係書類』の全文を翻刻し、同書および史料原本（拓本・文書）の図版を掲載するとともに、若干の考察を付して今後の研究に資することとしたい。

一、聞光寺梵鐘について

翻刻に先立って現存する聞光寺梵鐘（図3～図13）について簡単にふれておく。同梵鐘は天保九年（二八三八）九月二十五日に完成をみたもので、表面には楽翁公・松平定信の直筆から採られた『無量寿経』の一節が十二行にわたって陽鑄されている。

定信は田安宗武の第三子で、八代将軍徳川吉宗の孫。宝暦三年（一七五四）十二月二十七日、江戸に生まれる。安永三年（一七七四）福島白河藩主・松平定邦の養子となり、天明三年（一七八三）には家督を継ぎ、文化九年（二八二二）に隠居して楽翁と名のるまで同藩藩主をつとめた。その間、飢饉により崩壊に瀕した藩財政を建て直して名君と称され、天明七年には老中首座、次いで将軍補佐となり、幕政の改革に

尽力したことはあまりにも有名である（寛政の改革）。一方、経世書『国本論』、随筆『花月草紙』、自叙伝『宇下人言』などの筆者としても知られ、ことに定信の編に成る『集古十種』は、鐘銘・碑銘・樂器・書画などの古物を谷文晁らに摸写させ、寸法や所在を記したもので、日本初の文化財調査目録の名を忝にしている。

この定信が治めた白河藩は十一万石のうち六万石を柏崎地方に有しており、ここに柏崎の地と定信との接点がある。つまり、聞光寺梵鐘の鑄造を志した人々は、前の殿様であり当代一流の文化人でもあつた楽翁公に鐘銘の揮毫を求め、許されたのである。柏崎市立図書館「田村文庫」所蔵の「梵鐘勸請文」⁽⁵⁾と、これを写した

田村氏「聞光寺梵鐘鑄造関係書類」第二章「発起文」、および「田村文庫」所蔵の「梵鐘関係書状断片」⁽⁶⁾と、これを写した田村氏



図2 聞光寺鐘楼（左奥）と本堂



図4 聞光寺梵鐘 天保9年(1838)銘



図3 聞光寺鐘楼 平成24年(2012)再建



図6 龍頭、乳



図7 撞座



図5 聞光寺梵鐘



図9 池の間 陽鑄銘（後半）



図8 池の間 陽鑄銘（前半）

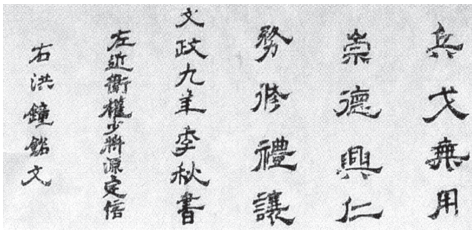


図11 池の間 陽鑄銘（後半） 拓本

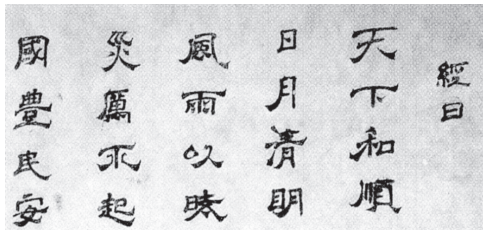


図10 池の間 陽鑄銘（前半） 拓本

図10と図11は『柏崎市の文化財』（2012）より転載



図13 池の間 陽鑄銘、陰刻銘



図12 縦帯 陽鑄銘

『聞光寺梵鐘鑄造関係書類』第三章「楽翁銘文出来を知らせる江戸からの書信」によれば、本梵鐘製作の経緯は以下のようである。

聞光寺十六代住職・宗平（寛政五年（一七九四）没）は頽廃していた伽藍を再興したが、長子・宗登（十七代住職）、次子・宗存（十八代住職）の代に二度の火災に見舞われ、その復興は難航した。そこで、江戸下谷の長泉寺を継いでいた末弟・敬明が父の遺業と兄の悲願をうけて梵鐘の寄進を申し出た。その際、「御領主先君楽翁様」(?)に銘の揮毫を請うたところ許され、楽翁直筆の鐘銘（原稿）は文政十年（一八二七）五月十七日に下げ渡されたという。

定信は同十二年五月十三日、江戸に没しているから、筆を揮ったのは死の二年前、教え七十三歳のときということになる。梵鐘の製作にはその後ずいぶんと期間を要し、完成は前述のように天保九年（一八三八）九月二十五日。前の殿様がこの世を去ってから九年後のことであった。

梵鐘表面の陰刻銘によれば、製作者は大久保（現柏崎市大久保）住の鋳物師歌代佐兵衛・小熊武左衛門・歌代喜右衛門・原孫左衛門の四人。口径一・〇六メートル、重量は一四八〇キログラム。昭和五十六年（一九八二）十月十五日には

柏崎市有形文化財に指定された。

梵鐘を吊した鐘楼は平成十九年（二〇〇七）七月十六日午前十時十三分に発生した中越沖地震により倒壊したが、寺家および檀家の人々の尽力により、同二十四年七月一日、庫裡に仮安置されていた本尊阿弥陀如来像を再建成った本堂へ移座する還座式にあわせて落成した。梵鐘は鐘楼が再建されるまでの間、雨雪をしのぐだけの覆いを被せられて境内地に置かれたままとなっていたが、同年、晴れて新築の鐘楼に吊り下げられ、今日も柏崎の歴史の生き証人としてその雄姿を誇っている(8)。

二、田村愛之助『聞光寺梵鐘鑄造関係書類』翻刻

※文中の漢字は現代通用のものに改め、異体字や略字の類は現代通用の漢字に改めた。原本図版は後掲。

〔表紙〕（表題）

聞光寺梵鐘鑄造関係書類

〔一頁〕

柏崎の寺々の梵鐘は、去昭和十七年戦争のために残らず供出するといふことになったのだが、其中に一つだけ残して置くといふことになり、選に当たったのが聞光寺の鐘だったのである。

此鐘は口径三尺五寸、重量三百七十貫もあつて、鐘として町中最大のものであるのみならず、表面には時の領主楽翁松平定信公の銘が鑄出して

あるといふので、それでむしろ著名なのであつた。聞光寺のお堂は、文禄三年に十六間の十七間といふものが建てられたと甲子楼氏の記録にあるのだが、其後幾度も火難に逢つたと思はれ、陰刻文面に見ても、文化七年と文政七年と此鐘の出

〔二頁〕

来る前の僅々十五六年間に二度迄も焼けて居るのである。

そこで此名鐘鑄造の顛末であるが、当時聞光寺の住職は最早七十余歳の頽齡となつて居り、実弟敬明

は江戸下谷長泉寺を継いで居て、これも六十の坂を越して居たが、元氣であつたと思はれ、敬明が願主となつて再鑄を發起した。

次に掲ぐる当時のいくつかの書信、それに依ると、先づ役所の届出手続があつて、御聞濟となり、文政十年五月十七日かねて願つてあつた楽翁公の直書銘文が出来上がつて下げ渡される、十一年八月大窪鑄物師四名に鑄造を任せる、天保九年九月二十五日に鑄上つた。

以上の如くであるが、次いで天保十五年には今度は半鐘の鑄造もあり、此度の銘文は参議綾小路有

〔三頁〕

長卿の筆に成り、しかも反古の中からちゃんとその原文があらはれるなど、珍しいと考て居る訳で、有長卿は明治元年七十七歳で生存して居られたなどといふことも調べてわかつたのである。

十通の書付には便宜上番号を付けた。(田村愛之助)

(一) 鑄出銘文と陰刻全文

(二) 発起文

(三) 楽翁銘文出来を知らせる江戸からの書信

(四) 柏崎町会所御用留帳の記載

(五) 鑄物師注文請書

(六) 江戸（藩邸）へ差出した目録

(七) 中村氏御用留中の記載

(八) 綾小路卿銘文

(九) 鑄物師半鑄鐘請負書

(十) 半鐘図形

〔四頁〕

(一)

経曰

天下和順、日月清明、風雨以時、災厲不起、国豊

民安、兵戈無用、崇徳興仁、務修礼讓、

文政九年季秋書、左近衛権少将源定信

右洪鐘銘文

守国院殿羽林次将崇蓮社天誉保徳楽翁大居士
南无阿弥陀仏

光触院积宗守院家 寛政五年丑正月廿五日

光照院积妙良禅尼 文化九年申四月廿日

斯兩位者無量山聞光寺十六世而予実父母也宝曆

中更建本堂諸字昇進院家其功不少父七拾三歳

同国砂場邸善正寺次男母八拾齡寂有両法嗣

〔五頁〕

兄曰光輪院宗登次曰光力院宗存文化七庚午年

十一月十四日本堂聞廡悉煨燼両法嗣継其志復

建本堂諸字文政七癸申四月廿日再罹災可歎哉

予与両法嗣憂之再鑄洪鐘而遺後世令人知

先考之徳以為報恩謝徳而已

洪鐘之銘

楽名少将殿御齡七拾後奉称楽翁君 焼香一字三

礼而書大無量寿経之文可敬

願立江戸下谷井上山七世

綾小路正二位前大納言俊資卿猶子

普徳院釈敬明玄良 六十七歳

維時天保九歳次戊戌九月廿五日以自他平等之他

力喜捨成其功畢 先洪鐘者寛永中当

山十世泉藝法師鑄之

〔六頁〕

今者第二十世宗由院家寺務之

施人

当山光現院室光大院釈妙亮

妙亮妙岳順心順亮 当町

妙誓妙心順慶妙得 吉五郎

照心妙香 枇杷島村 吉郎兵衛

亮証妙怙 春日村 江口新八

法印権大僧都快政

謙受休誓 久左衛門

慈堅 金左衛門

是実智靈 長左衛門

徳遵貞遵 谷川津兵衛

越中高岡 信暁院慶成智徳院得忍敬也院室父母也
専勝寺

普徳院妾静六十才 後尼妙徳

長泉寺十一世現住釈敬也院家実 越中国高岡専勝寺次男
普徳院養子娘帰照女

〔七頁〕

大將軍 御 從五位下牧野伊予守殿
側

大久保住

歌代佐兵衛藤原金 撃

勅許御鑄物師 小熊武左衛門藤原宗苗

歌代喜右衛門藤原法好

原孫左衛門藤原包近

〔八頁〕

〔印の写し〕 〔印の写し〕 〔印の写し〕

此度無量山釣鐘再興の儀は下谷井上山長泉寺第
十世釈敬明玄良実家越後国荊羽郡柏崎駅無

量山聞光寺十六世積宗罕の七男に候処天明七
 未の年釈敬明の養子となりて今年住職三十九年
 于時実父宗罕代に本堂諸宇再建成就して終に往
 生いたされ法嗣愚兄釈宗登釈宗存寺務相続
 せるに十七ヶ年前巳ノ十一月十四日本堂を始諸宇焼
 失に付愚兄二人丹誠を抽本堂を再建し聊亡父
 の遺功をあかのひ候処去文政七年申年の四月二十日
 又類焼してかの父の遺功両兄の丹誠時の間に回
 燼すまことに三界無安の有さまとふかく悲歎せる
 をりから老兄より申来れるやう父宗罕数年の遺

〔九頁〕

功我等両代二度の大変に悉尽しも時節到来と
 は申ながら全兩人の不徳歎けともかへらす爾るに
 我等今年七十七才七十五才と年相せまりて候得は
 今はとかくの力もおよはず冀は汝故園のよしみを
 以仏祖の広恩先考の志をしたい我等存命の中に
 せめては釣鐘を再興して本堂の庄嚴となし信
 檀の発無上道心のたよとなし先考の遺功をそ

の鐘に多り附て聊遺志を補はし我等老朽すと
 いへともしはらく娑婆界の安堵をなして極楽再会
 の申訳になさんと申こされ候事肺腑に銘して忘かた
 く則この志願を満せしめはやと昼夜に勞すれとも
 不容易の企自力およひかたく依之有人に語に厚
 く助こゝろさゝるゝを力としてつひに此筆を起し候
 條更に多少を命せず淨財喜捨の法施を給はゝ以
 亡父二兄の懇願を成満せんと所希也

(以下亡欠)

〔十頁〕

(三) 江戸からの書信

幸便に付一筆令啓上候秋冷弥増に御座候処御揃
 御安全珍重不淺候其後者良打絶候得共不相違御
 火災後も御申合如已前之御取持之義と御噂
 申出歡悦不少候扱々此度釣鐘御再興申に付御
 領主先君楽翁様江銘文相願尤一昨年より心掛
 願出候得共不相叶候然る処追々願書差出

し漸御用聞済に相成当五月十七日以御使者御

直書被成下置冥加至極難有仕合奉存候此

段御吹聴申事に候御一同にも御聞及御同慶之義

と察入候

右に付今般其御院主江 (以下亡欠)

〔十一頁〕

(四) 文政十亥年町会所御用留帳

聞光寺洪鐘鑄替之先達^而 御聞済^と下置候処

江戸下谷拙寺弟長泉寺より

御隠君樂翁様^え銘文御直書奉願上候処御

聞済被為下置去五月十七日長泉寺へ被下置候

有難頂戴仕候趣申越候 依^て御直書当地御到着

の上大窪村鑄物師に申付度候へとも尚又其節

可申上候趣届訃差上候

亥六月十五日

〔十二頁〕

(五) 御鐘注文之事

一 口径三尺五寸

此出来目形三百七拾貫目

此吹銅四百五拾壹貫目 両に三貫七百目

代金百貳拾壹両貳歩貳朱

一 上錫三拾貫目

代金三拾三両壹分

一 上鉦五拾五貫目

代金貳拾兩壹歩貳朱

一 金七兩也

炭代 作料

一 金三拾五兩也

一 金貳百拾七兩貳歩也

右之通に而被仰付被下置候は、入念極上に鑄

〔十三頁〕

立可差上候万一鑄疵等は勿論音声不相叶

御意に候は、書面之代金にて幾度成共鑄直

差上可申候右之通にて御取極と下置候様奉願

上候以上

文政十一年子八月

越後国刈羽郡大窪村

此地銅四百八拾壹貫目鑄掛共

此代金百三拾兩也

御鑄物師 歌代佐兵衛 ㊦

但し金壹兩に付三ノ七百匁買

同 断 小熊佐一右衛門 ㊦

一錫式拾貫三百目 但金壹兩に付九百匁かい

同 歌代喜右衛門 ㊦

代金式拾式兩式分 錢三百拾三文

同 原孫左衛門 ㊦

(以下亡欠)

江戸下谷御添地

井上山長泉寺様

〔十五頁〕

御役僧中様

(七) 町役人「御用留」

右之内古鐘は勿論其外御寄進有之候品書面
之相場にて御勘定可仕候尤不旨品候は、

御断申上候以上

一、前殿様洪鐘御銘文御染筆兼而頂

戴仕置候処、当月二十五日右洪鐘鑄仕候

〔十四頁〕

間此段御注進申上候以上

天保九年戌九月二十二日

柏崎町浄土真宗 聞光寺

(六)

江戸表へ上る目録写し

〔十六頁〕

一 釣鐘口差径り三尺五寸

此出来目方三百七拾貫目位

(八) 綾小路有長銘文二葉

晨除五濁之風塵、夕停三界之雲景

右換鐘銘

參議源有長

天保十一年黃鐘

聞光寺

南無阿弥陀仏

〔十七頁〕

(九)

請負申半鐘之事

一 口径壹尺三寸 壹本

目方拾三貫目位

此代金拾三兩也

右之通にて請負仕候然ル上は大極上声に鑄造

奉差上候將亦

御銘文御寺号年号浮字に鑄造仕候右取究之

通相違無御座候只今手金六兩槿に受取申候

処実正に御座候殘金之儀は出来上り之節不殘

御渡可被下置候定為後日半鐘請負証文

奉差上候処如件

天保十五年辰二月九日

鑄物師

歌代佐兵衛 ㊦

無量山御役僧様

〔十八頁〕

(十)

〔図省略〕

六字名号

御官名御諱

年号月日

(補) 読みの異同について

右に全文を掲げた『聞光寺梵鐘鑄造関係書類』(以下田)の

うち、第四章「文政十亥年町会所御用留帳」(巻頭の目次では

「柏崎町会所御用留帳の記載」)については公刊資料集である

『柏崎市史資料集 近世篇3 柏崎町会所御用留(寛政十二年 嘉永元年)』(9) (以下**柏**)に翻刻文が載るが、両者には読みを異にする文字がかなり多く見受けられる。以下では両者を比較し、**田**の読みが適当と思われるものには傍線を、**柏**の読みが適当と思われるものには二重傍線を、どちらとも判断がつかかねるものには点線を付し、識者の判断に委ねたい。

なお、文の改行箇所についてみると、**田**には原史料(10)(図版II 30頁、文書5)の通りになっていないところがあり、**柏**はいっさいの改行をせずにひと続きに記している。ここでは原史料に照らして改行箇所を「」で示しておく。

柏 一聞光寺洪鐘鑄有之先達^田 御聞濟被^田下置候処、／江戸下谷拙寺弟長泉寺方／御隱居樂翁様^田銘文御直書奉願上候処、御聞濟／被為下置、去五月十一日長泉寺へ被下置候、難^田有頂戴／仕候趣申越候、依^田御直書当地御到着之上大窪村／鑄物師^田申付候義、御座候、尚又其節可申上趣届書^田差上候／

閏六月十五日

田 聞光寺洪鐘鑄替^田之先達^田 御聞濟^田下置候処^田／

江戸下谷拙寺弟長泉寺より／

御隱居樂翁様^田銘文御直書奉願上候処御

聞濟／被為下置去五月十七日長泉寺へ被下置候

有難^田頂戴／仕候趣申越候 依^田御直書当地御到着

之上大窪村／鑄物師^田申付度候^田とも尚又其節

可申上候趣届書^田差上候^田／

亥六月十五日

註

(1) <http://lib.city.kashiwazaki.niigata.jp/siraberu/hi-to.htm> 載の大竹信雄氏による文(平成二十四年△二〇二△十一月現在)。

なお同ホームページによれば、「かしわざきのひと」は柏崎市発行の『広報かしわざき』に平成七年度から九年度の三年にわたって連載された記事に一部加筆、訂正したものという。

(2) 杉本氏は平成二十二年(二〇一〇)、同書をインターネット市場に見いだし入手されたとのことである。

(3) 加えていえば田村氏の文書の読みはかなり正確なもので、同書によってすでに公刊されている別の刊行物や柏崎市立図書館作成の田村文庫「目録」の誤記を正すことができる。これについては後述する。

(4) 平成二十四年(二〇二二)十一月月現在、同図書館の蔵書検索シス

テムではヒットしない。蔵書の有無は不明。

(5) 柏崎市立図書館「田村文庫」整理番号1-823「梵鐘勸請文」。この文書は中途以下を欠いているため正確な筆年代は不明だが、冒頭に「釈敬明」の印鑑のあることから、梵鐘鑄造後さほど隔たらぬ時期に書かれたものとみられる。

(6) 柏崎市立図書館「田村文庫」整理番号(旧番号) 835「梵鐘関係書状断片」。この文書も中途以下を欠いているため正確な筆年代は不明だが、文内容から文政十年(一八二七)五月十七日以降、これをさほど隔たらぬ時期に書かれたものとみられる。

(7) 前掲注(6)文書。

(8) 開光寺梵鐘については新沢佳大「開光寺さんの吊鐘」(『広報かしわぎ』昭和五十五年(一九八〇)六月十五日号)、『柏崎市の文化財』

(柏崎市教育委員会、二〇一二年)を参考にした。なお、新沢氏の右の文章と旧版の『柏崎市の文化財』(柏崎市教育委員会、一九八三年)では製作者の鋳物師のうち「原孫左衛門」を「原孫兵衛」とするが、新版『柏崎市の文化財』では正されている。田村氏『開光寺梵鐘鑄造関係書類』には「孫左衛門」と正しい読みが記されている(同書第一章および第五章)。

(9) 柏崎市史編さん委員会編『柏崎市史資料集 近世篇3 柏崎町会所御用留(寛政十二年〜嘉永元年)』(柏崎市史編さん室、一九七九年)、

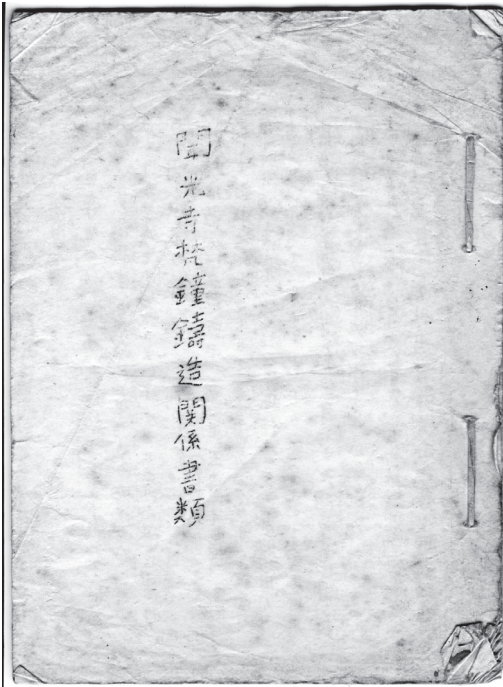
二二七頁(文政十年)。

(10) 柏崎市立図書館「田村文庫」整理番号1-8「町会所御用留帳」。

〔付記〕

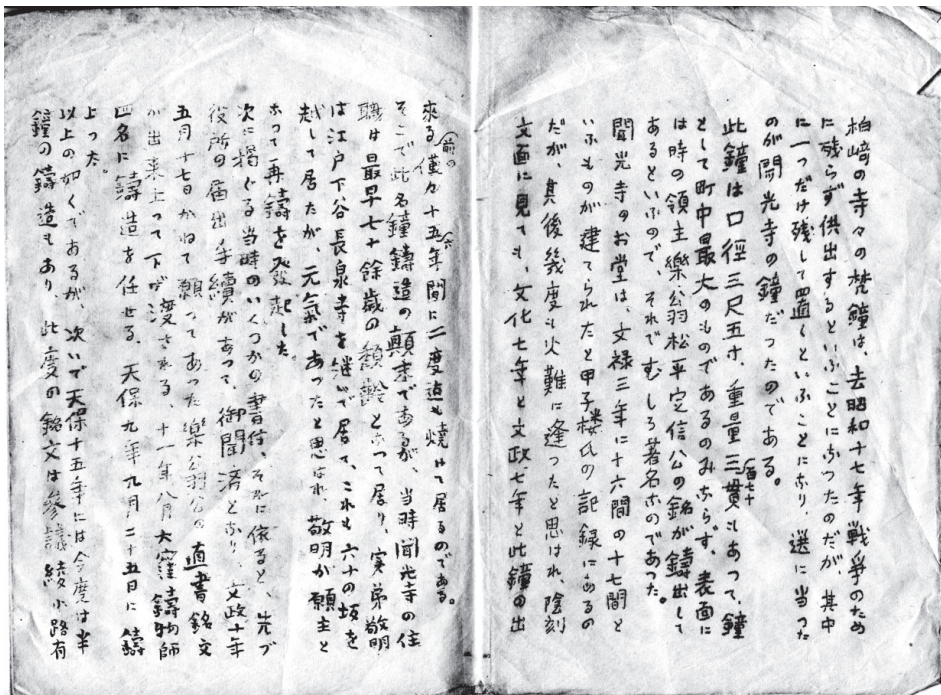
本稿を成すにあたっては多くの方々の御協力を得た。開光寺住職・井上温成師には梵鐘の調査・写真撮影を快くお許しいただき、前坊守・井上五百子氏には多くの資料をお借りした上、たびたびお寺にお邪魔しては貴重なお話をうかがった。杉本和江氏からは御自身が入手された『開光寺梵鐘鑄造関係書類』を借しげもなく御貸与いただき、有益な御教示を賜った。元柏崎市立博物館長・三井田忠明氏からは貴重な関係資料を頂戴し、柏崎市立図書館の笠井吉正氏、石塚忠一氏をはじめ職員の方々には文書・拓本の閲覧・複写に際してこの上ない便宜をはかっていただいた。右の方々には末尾ではありますがお厚く御礼を申し上げます。

なお、今回の調査で、梵鐘の内側におびただしい陰刻銘文があることに気づいた。きわめて彫りの浅い文字で肉眼や写真での解説は困難だが、端々の内容からみて経文および人名の羅列(いわゆる交名の類か)とみられる。前坊守・井上五百子氏によれば、お寺では前々からわかっていたものの、市の資料集などには載っておらず、公にはなっていないとのことであるが、柏崎地域の郷土史研究にとって貴重な史料となることが予想される。これについては手拓の上での解説等、後日を期したい。



田村愛之助『聞光寺梵鐘鑄造関係書類』原本

〔 表紙 〕



〔 1 〕

〔 2 〕

柏崎の寺々の梵鐘は、去昭和十七年戦争のために
 破れず供出するといふことになったのだが、其中
 に一つだけ残して四通といふことにあり、送りに當つた
 のが聞光寺の鐘だったのである。

此鐘は口徑三尺五寸、重量三貫匁あり、鐘
 として町中最大のものであるのみならず、表面に
 は時の領主、松平定信公の銘が鑄出して
 あるといふので、それでは、むしろ著名なものであった。

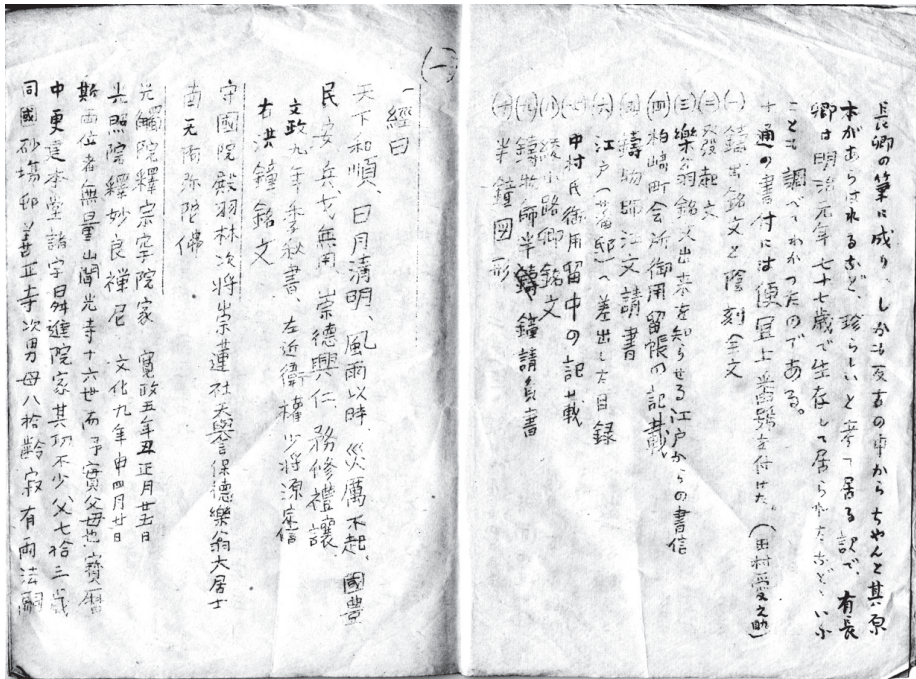
聞光寺のお堂は、文禄三年に十六間の十七間と
 いふものが建てられたと甲子標氏の記録にあるの
 だが、其後幾度か火難に逢つたと思われ、陰刻
 文面に見ても、文化七年と文政七年と此鐘の出

来る僅々十五年間に二度ほど焼けて居るのである。

又、此鐘鑄造の頭書であるが、当時聞光寺の住
 職は最早七十餘歳の翁と云つて居り、実弟敬明
 は江戸下谷長泉寺を継いで居り、これ六十の坂を
 走して居たが、元氣で居たと思はれ、敬明が願主と
 成つて再鑄を命じた。

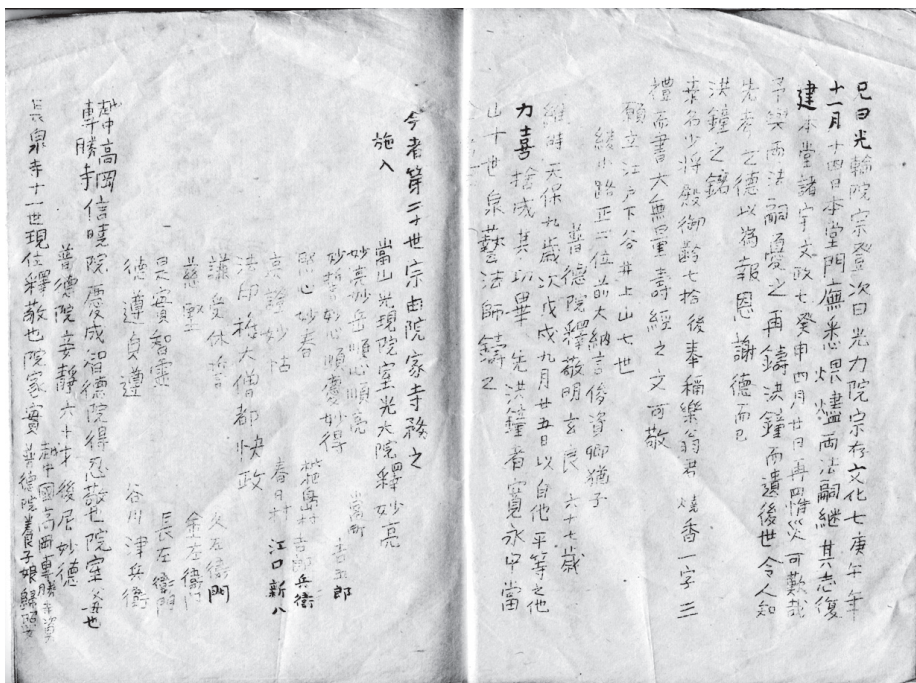
次に掲げる當時のいくつかの書付、それによると、先づ
 彼所の届出手續が成つて、御聞濟とあり、文政十年
 五月十七日か、頼つてあつた松平公頼の直書、銘文
 が出来上つて下が渡された、十一月八月大窪達鑄物師
 四名に鑄造を任せる。天保九年九月二十五日に鑄
 上つた。

以上の如くであるが、次いで天保十五年には今度の中
 鐘の鑄造もあり、此度の銘文は參議、小路有



[4]

[3]



[6]

[5]

長卿の筆に成り、しかる交すの中から、ちやんと其意
 本があらはれるも、珍らしいと幸々「居る」説で、有長
 卿は明治元年七十七歳で生に居らたこと、いふ
 ことは、翻べ、わかつたのである。
 十通の書付には、便宜上、普賢菩薩を付けた。(由村西文助)
 (一) 銘文と陰刻全文
 (二) 天後起大
 (三) 樂天羽銘、又出表を知らせる江戸からの書信
 (四) 柏崎所合所御用留帳の記其抄
 (五) 清助郎江文請書
 (六) 江戸(蒲邸)へ差出した目録
 (七) 中村氏御用留中の記其載
 (八) 鏡師半鐘銘文
 (九) 鏡師半鐘銘文
 (十) 半鐘四形

一經曰
 天下和順、日月清明、風雨以時、災厲不起、國豐
 民安、兵戈無用、崇德興仁、務修禮讓、
 文政九年壬午秋書、左近衛權少將源信
 右共鐘銘文
 守國院殿羽林次將宗蓮社大受言保德樂納大居士
 苗元雨亦階佛
 光顯院釋宗字院家 寬政五年丑正月廿五日
 光顯院釋妙良祥尼 文化九年申四月廿日
 數面在者無量山間光寺十六世而予宗賢父母也 宗賢
 中更建本堂諸字日建院家其功不少父七拾三歲
 同國砂場印善正寺次男母八拾齡六叔有兩法嗣

見日光輪院宗聖次日光力院宗存文化七庚午年
 十一月十四日本堂門上廬忠良、建法嗣繼其志復
 建本堂諸字文政七癸申四月廿日再開院、可歎哉
 予父兩法嗣、慶之再鑄、法鐘而遺後世令人知
 先考之德以爲報恩、謝德而已
 洪鐘之銘
 法名少將殿御齡七拾後奉稱樂羽君 燒香一字三
 禮、誓書大無畏壽壽經之文可敬
 願立江戸下谷井上七七也
 鏡小路正三位前大納言俊賢卿猶子
 普德院釋敬明吉良六十七歲
 維時天保九歲次戊戌九月廿日、自他平等寺他
 力寺捨成、其以甲半、先洪鐘香、寶恩永中、當
 山十世泉慈法師鑄之

今者算三世宗由院家寺務之
 施入
 嵩山光現院宣光火院釋少惠
 妙美妙岳順心順亮 小宮新 吉五郎
 妙指、妙心順慶妙得 妙指、妙心順慶妙得
 敬心妙美香 妙指、妙心順慶妙得
 京證妙法 妙指、妙心順慶妙得
 洪印格大僧都快政 春日村江口新八
 謀免休書 父右衛門
 宗聖 余左衛門
 日之定真智雲 長左衛門
 德蓮貞蓮 谷川津兵衛
 神高岡信暖院廣成知德院得忍教七院宗聖父也
 轉勝寺信暖院廣成知德院得忍教七院宗聖父也
 兵衛寺十一世現任釋教也院家寶 普德院安靜六十才後尼妙德
 和乎國寺所置勝寺寶

(四) 文政十一年年所會所御用留帳
 間光寺洪鐘鑄替之先達而御間濟下置
 江戸下谷拙寺長泉寺より
 御隱君樂公御様之銘文御直書奉願上
 間濟被為下置土五月十七日長泉寺へ被下置
 有難頂戴任々越申越々依々御直書当地御到着
 上六注村鑄物師に申付度々(と)尚又其
 可申上々越申上上
 十、六月十五日

(五) 御鐘注文之事
 一口徑三尺五寸
 此出未目形三百七拾母貝目
 此吹銅四百五拾老母貝目 兩一三母貝七百目
 代金百拾拾五兩三歩式朱
 一上錫 三拾母貝目 兩九百目
 代金三拾三兩六分
 一上金 五拾五母貝目 兩一三母貝七百目
 代金三拾兩七步式朱
 一金七兩七 出朱代
 一金三拾五兩也 作料
 一金百拾七兩式步也

右之通に而被付被下置小付、入合心極上、鐘

[12]

[11]

(六) 江戸表へ上る目錄寫し
 一釣鐘口差徑、三尺五寸
 此出未目方三百七拾母貝目位
 此地銅四百八拾老母貝目 鑄換共
 此代金百三拾兩也
 但、金七兩二付三、七、百、多、買、
 一錫三拾母貝三百目 但、金七兩二付九、百、多、買、
 代金三拾三兩式分 銀三百拾三文
 (以下七歳)

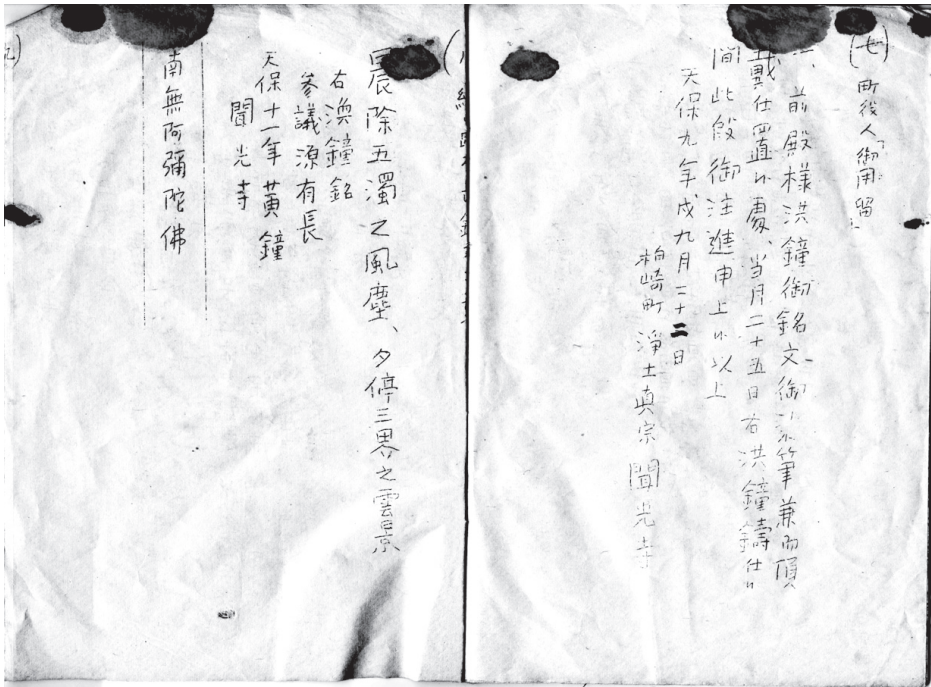
立可差上、一、万、一、鐘、此、此、勿、論、立、百、五、五、不、可、
 御立思、此、は、書、面、之、代、金、上、之、幾、度、成、共、鐘、直
 差、上、可、申、小、右、之、通、に、御、取、極、下、置、置、様、差、額
 上、以、上

文政十一年子八月 越後國刈羽郡大谷村
 御鑄物師 歌代佐兵衛(印)
 同所 小熊佐一右衛門(印)
 同所 歌代五右衛門(印)
 同所 原孫左衛門(印)

江戸下谷御漆地
 井上山長泉寺
 御役備中様
 右之内古鐘は勿論其外御高進有之、品書面
 之相場にて御甚之、之、仕、尤、不、宜、品、に、付、
 御断申上、以上

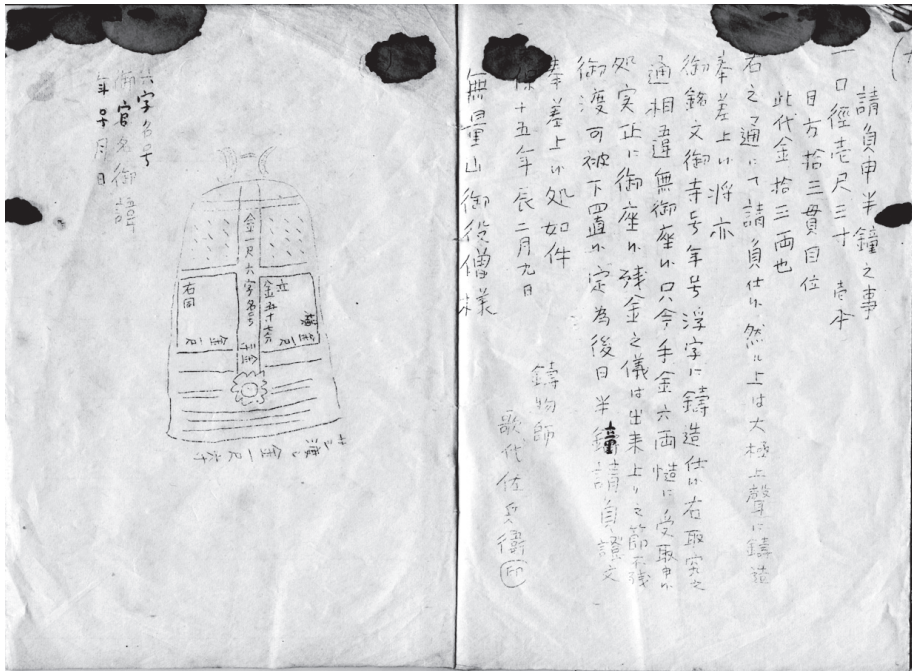
[14]

[13]



[16]

[15]



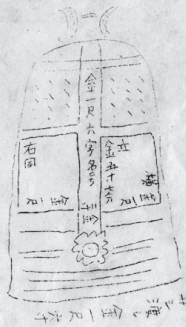
[18]

[17]

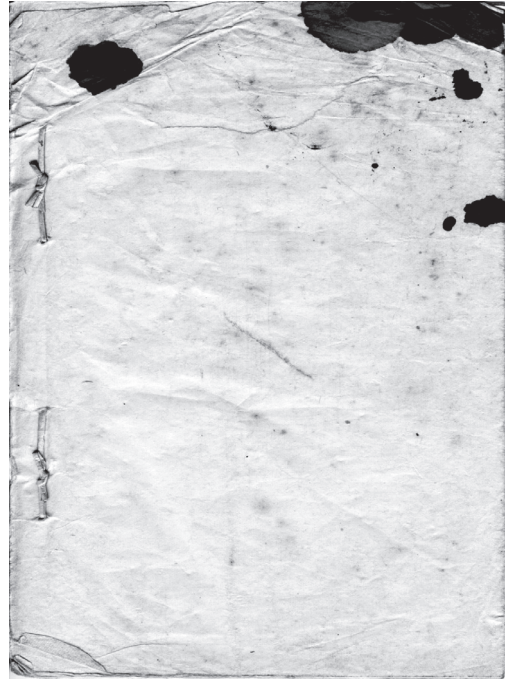
辰除五濁之風塵、夕停三思之雲京
 右澳鐘銘
 參議源有長
 天保十一年廿黃鐘
 聞光寺
 南無阿彌陀佛

(七) 所後人御用留
 一 前殿様洪鐘御銘文御筆兼而頂
 上戴任四道不康、年月二十五日右洪鐘請任
 間此般御注進申上以上
 天保九年戌九月二十二日
 柏崎所淨土真宗 聞光寺

六字名
 無量山御役
 天保十年九月



請負申半鐘之事
 口徑三尺三寸 高本
 目方拾三貫目位
 此代金拾三兩也
 右之通一請負任然上甘大極上聲耳口鑄
 本差上將亦
 御銘文御寺号年号浮字に鑄造任右取突之
 通相通無御座口今手金六兩性に受取申
 宛実正に御座に殘金之儀付出来上之節不獲
 御渡可被下四道不定為後日半鐘請負自文
 奉差上如件
 天保十五年辰二月九日
 無量山御役僧様
 鑄物師
 敬代佐兵衛印



〔 裏表紙 〕

柏崎市立図書館（田村文庫）所蔵

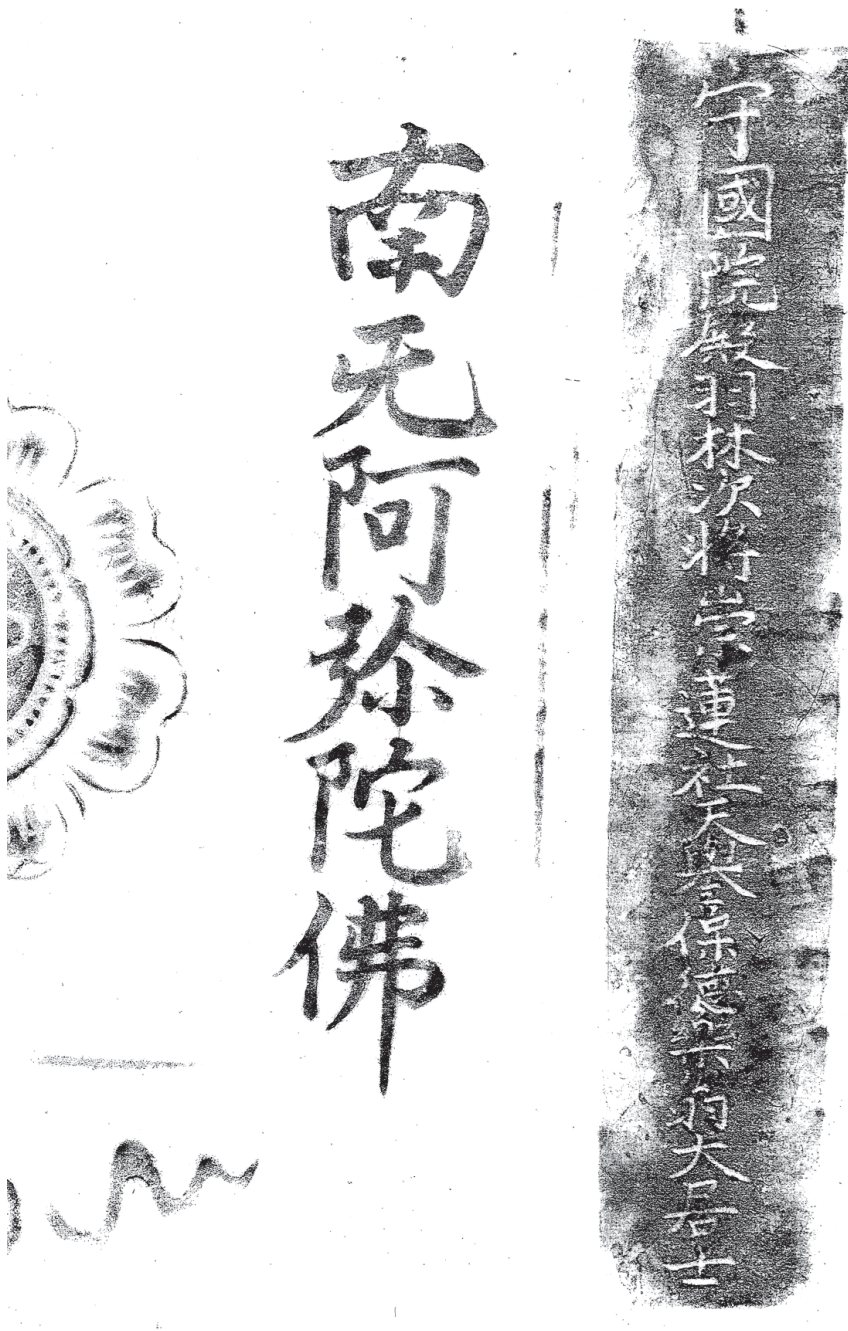
間光寺梵鐘銘文（表面）拓本および関係文書

以下は平成二十二年（二〇一〇）十二月二十三～二十四日に筆者が柏崎市立図書館でおこなった照会作業に

基づく。図版下のキャプションは「柏」としたものが柏崎市立図書館「田村文庫」目録の「整理番号」および「文書の名称」を、「田」としたものが田村愛之助『間光寺梵鐘鑄造関係書類』による分類を示している。なお、図版は拓本・文書の原本を直接撮影したのではなく、柏崎市立図書館職員氏がコピー機にて複写された用紙から起こしたものである。

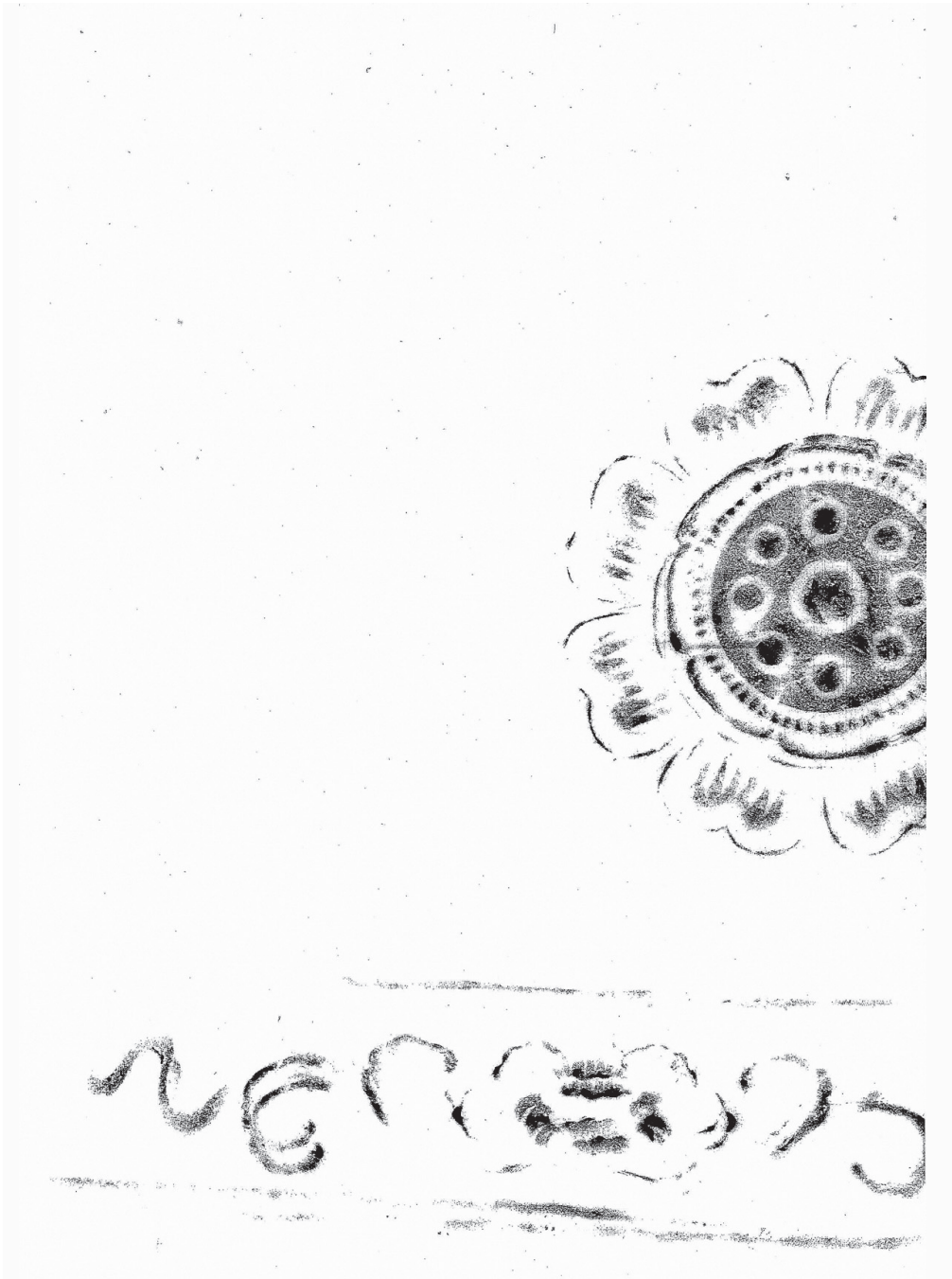
「柏」〔整理番号〕のうちの「1-826-1」（拓本2）と「1-826-2」（拓本1）は銘文の内容からみて順序が逆になっており、本稿では順を正して掲載する。また「1-818」（文書6）の「文書の名称」には「歌代作兵エ」とあるが、正しくは「佐兵エ」である。

「1-826-1-3」はそれだけで完結しており、本来これに含まれるはずの「経曰く右洪鐘銘文」の部分（『間光寺梵鐘鑄造関係書類』（二）の冒頭部分）を欠いている。今回「田村文庫」の目録を縦覧したが他に「拓本」とされているものはない。この部分は著名な松平定信筆の銘の拓本であるため別に取り置き寄贈されなかったものか、あるいは何らかの名称が付されて田村文庫内に混入しているものか、現時点では不明である。



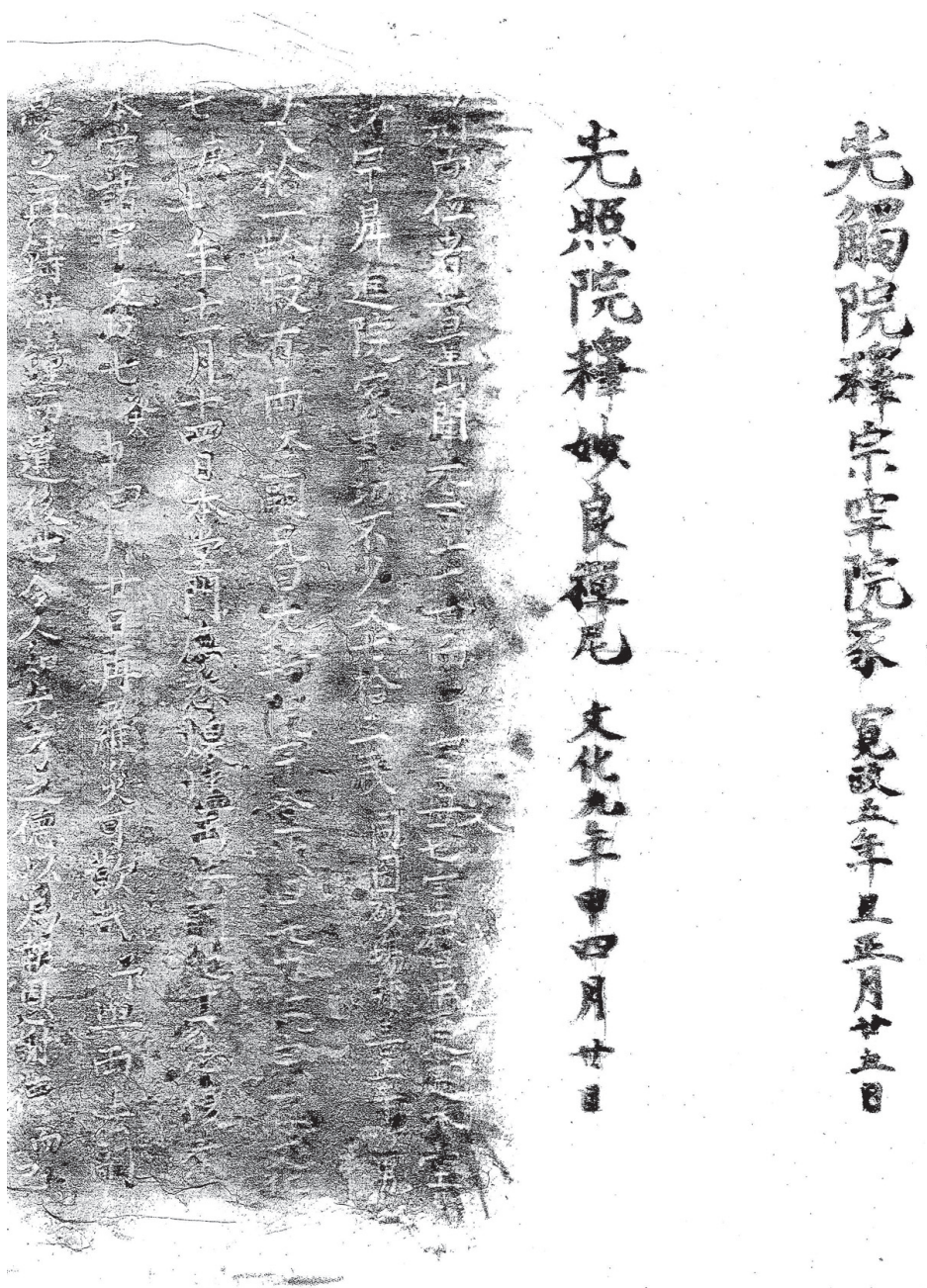
拓本 1-① 栢 1-826-2 梵鐘銘拓本

栢 (一) 鑄出銘文と陰刻全文



拓本 1-② 栢 1-826-2 梵鐘銘拓本

栢 (一) 鑄出銘文と陰刻全文

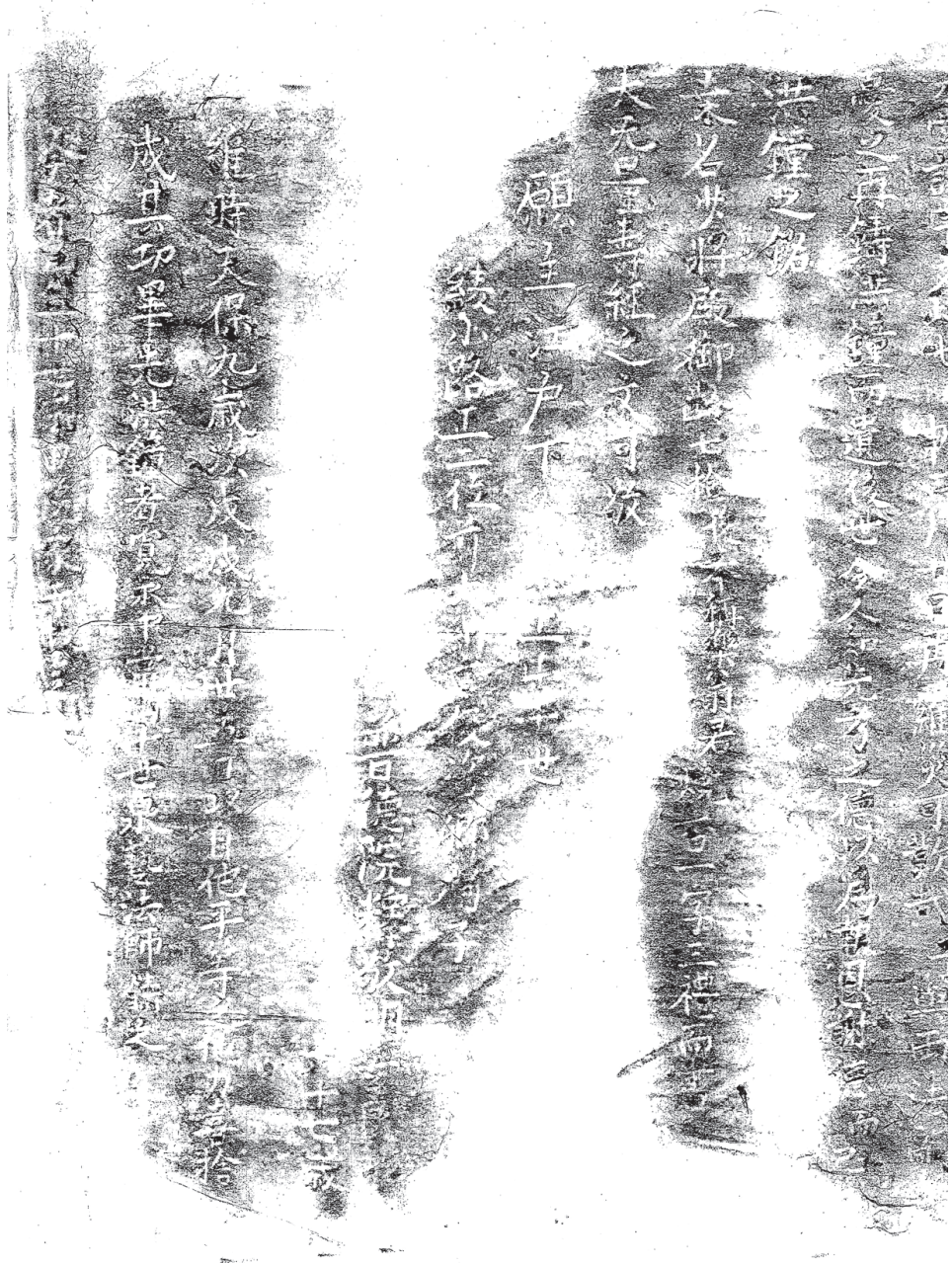


先觸院釋宗平院家 寛政五年且丑月廿五日

光照院釋妙良禪尼 文化九年甲申四月廿日

拓本2-① 栢 1-826-1 梵鐘銘拓本

田 (一) 鑄出銘文と陰刻全文



拓本2-② 栢 1-826-1 梵鐘銘拓本

田 (一) 鑄出銘文と陰刻全文



拓本3-① 栢 1-826-3 梵鐘銘拓本

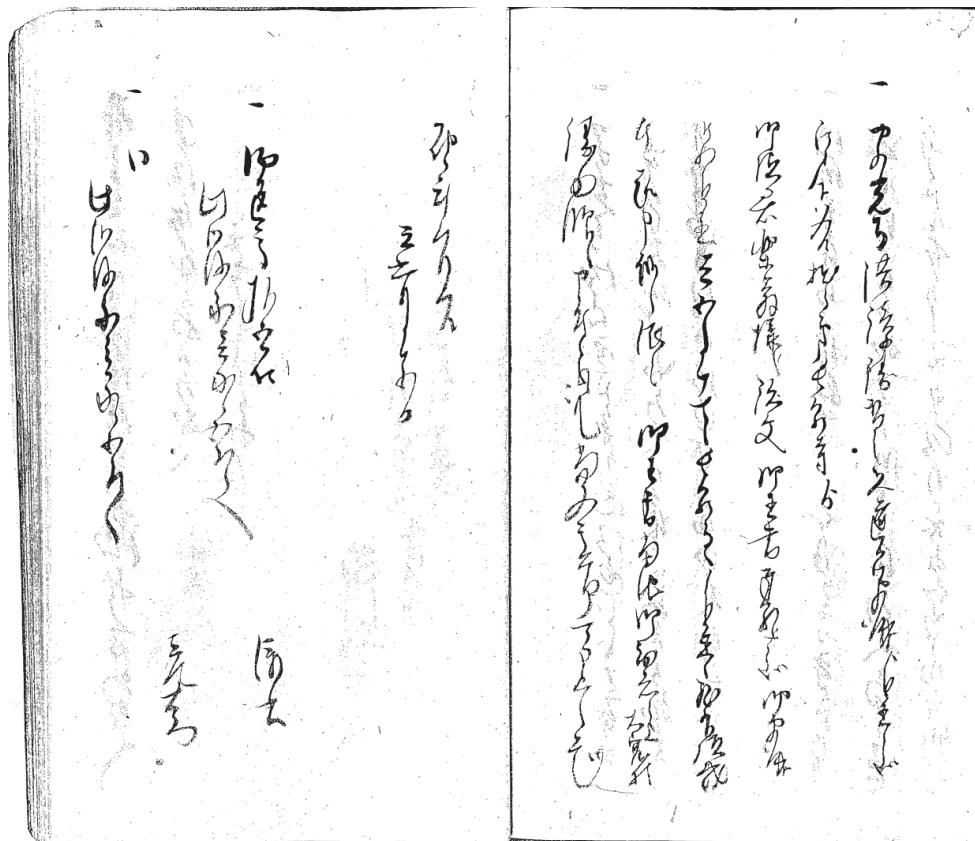
田 (一) 鑄出銘文と陰刻全文

此度無量山釣鐘再真の儀ハ
 下谷井上山長泉寺第十世持教明
 玄良實家越後園荏羽郡柏崎驛
 無量山聞光寺十六世釋宗空此七
 男小作天明七末の年持教園の
 養子となりて今年任職三十九年
 于時實父宗空代小本堂諸宇
 再建成就しと終小生いふに能
 法嗣愚兄釋宗登釋宗存る
 勢未續せる小十七年前已十月
 十四日本堂を始諸宇焼失小付
 愚兄二人丹誠を抽小堂を再建
 一聊七父の迷切をあのみひ作小

文書1-① 栴 1-823 梵鐘勸請文 田 (二) 発起文

去々路七申年四月廿日又於燒
 てりの父の迷切兩兄の丹誠的
 間小圓燿をほるとに三界無量の有
 さすとの物々々怨歎せるをりか
 老兄よるを申來きやう父宗空
 數年の迷切亦亦代二度の大
 變小志盡しも時節小を
 を申すのら全萬人の不徳歎け
 少もかへら亦亦るふ亦今年
 七十七才七十才と年おせりて
 能得る小うをとのり力も亦
 亦亦其の汝故園のよもも
 佛祖の廣恩先考此志を小
 亦亦存命中小せめて釣鐘
 を再真しと小を主良と

文書1-② 栴 1-823 梵鐘勸請文 田 (二) 発起文

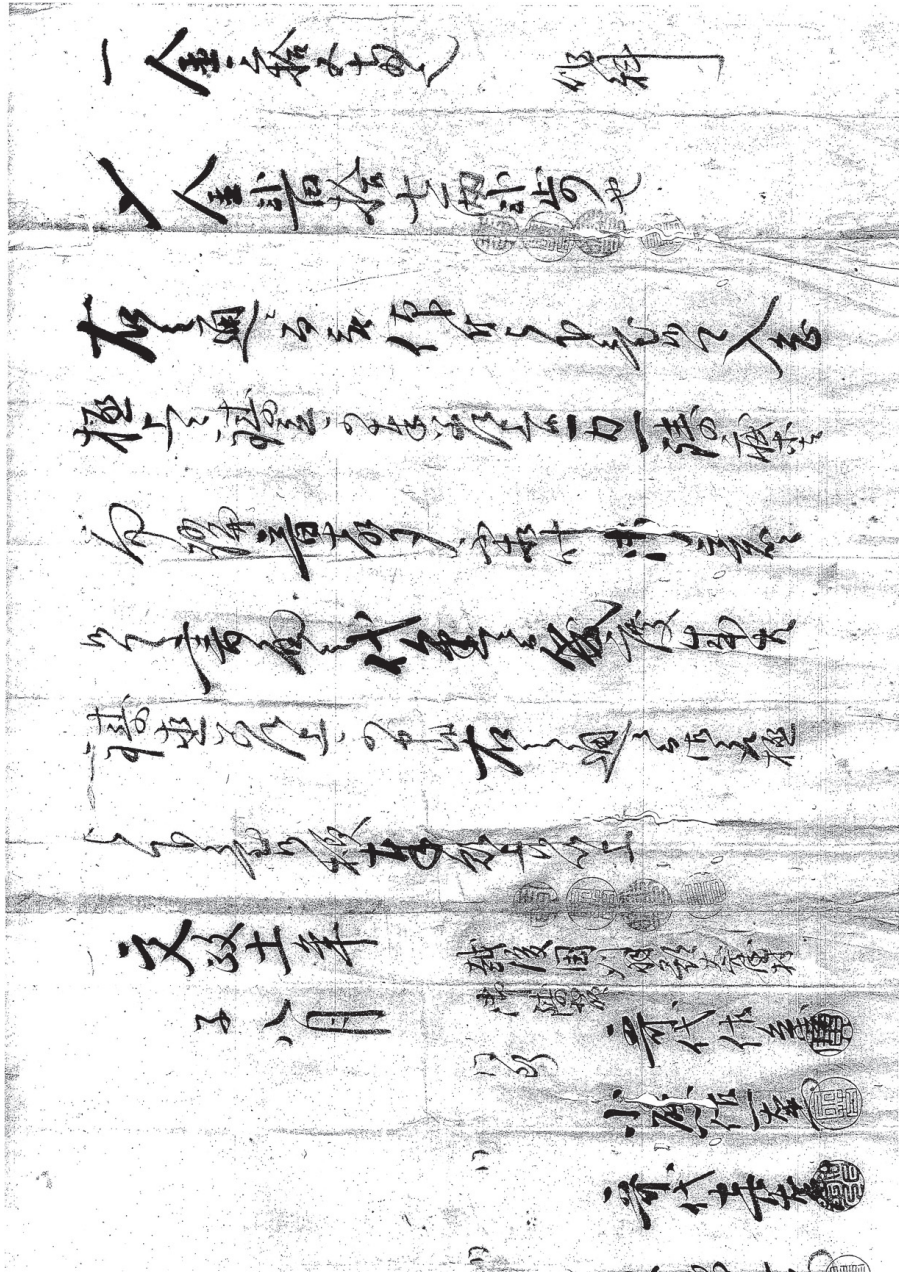


文書5 栢 1-8 町会所御用留帳

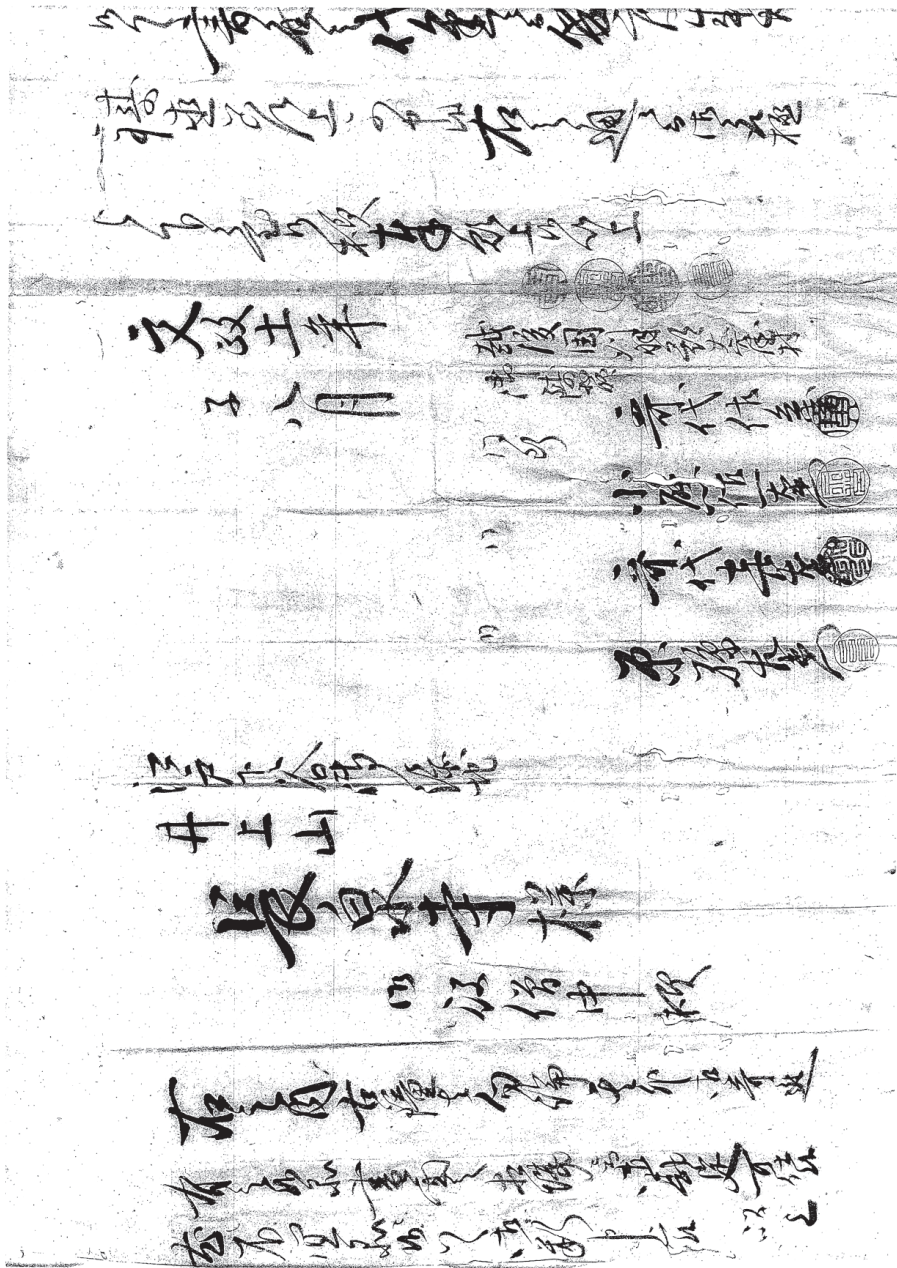
田 (四) 栢崎町会所御用留帳の記載

御禮返書
 一口徑三寸
 赤筆目録三寸七拾貫目
 白吹鯛四寸五拾五貫目
 代金五拾五貫目
 一上襦二拾貫目
 代金三拾五貫目
 一上社謝金拾五貫目
 代金五拾五貫目
 一金七匁
 一金三拾五匁
 一金五拾七匁
 一金五拾七匁
 有金五拾七匁

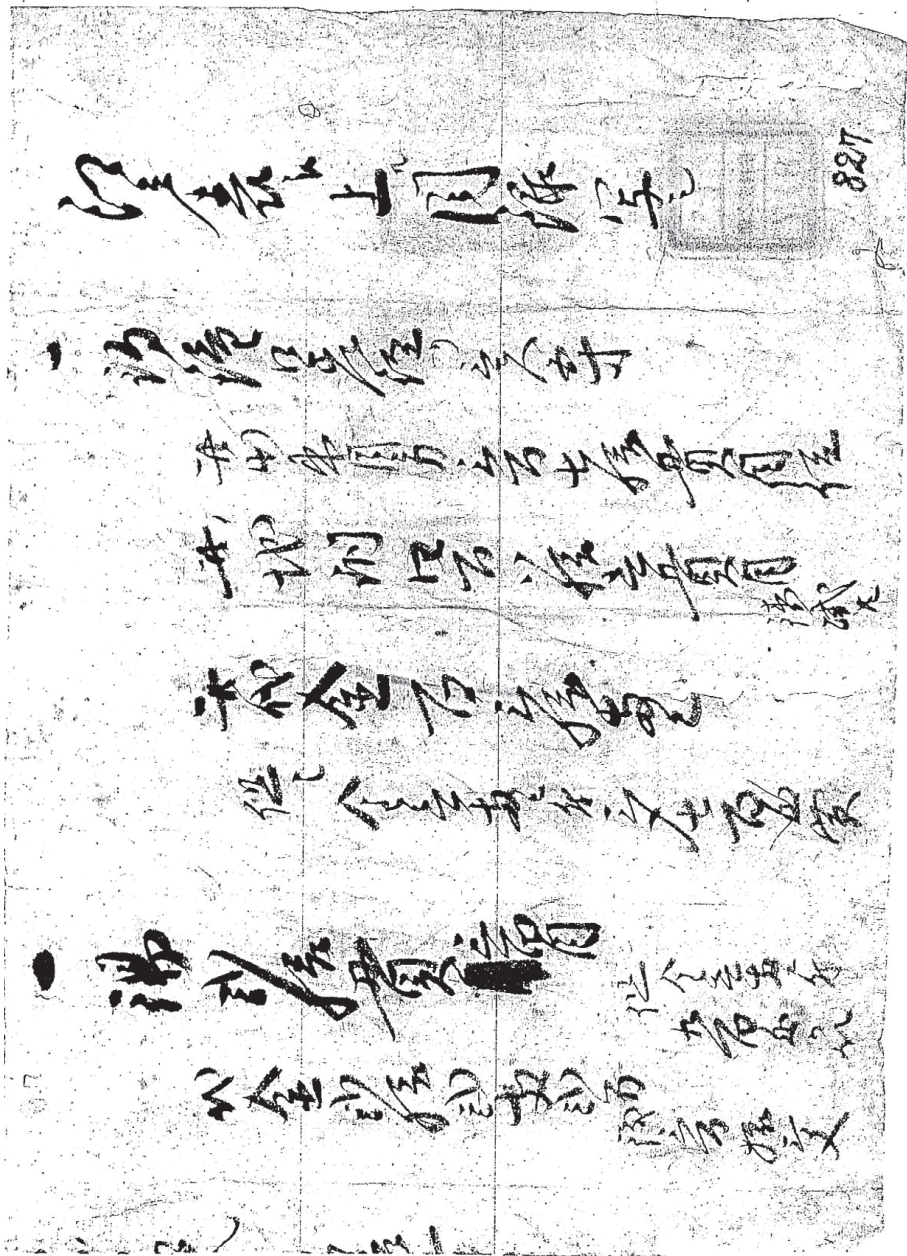
文書6-① 栞 1-818 長泉寺宛歌代作 [左] 兵工請負書 [田] (五) 鋳物師証文請書



文書6-② 栢 1-818 長泉寺宛歌代作 (左) 兵工請負書 (五) 鋳物師証文請書



文書6-③ 栢 1-818 長泉寺宛歌代作 (左) 兵工請負書 栢 (五) 鋳物師証文請書



文書7 栞 1-817 江戸表目録写(末尾欠) 栞 (六) 江戸(藩邸)へ差し出した目録

九月廿五日
 芳芳 守村

一 前殿孫法隆寺住持久平居士より
 頂戴仕立書交書日平右在法隆寺住持

右方付法隆寺住持中平居士

三保九年
 戊九月廿五日
 長孫河
 守村

一 福系母後身徳門氣子多助居士
 野村三務三法隆寺住持

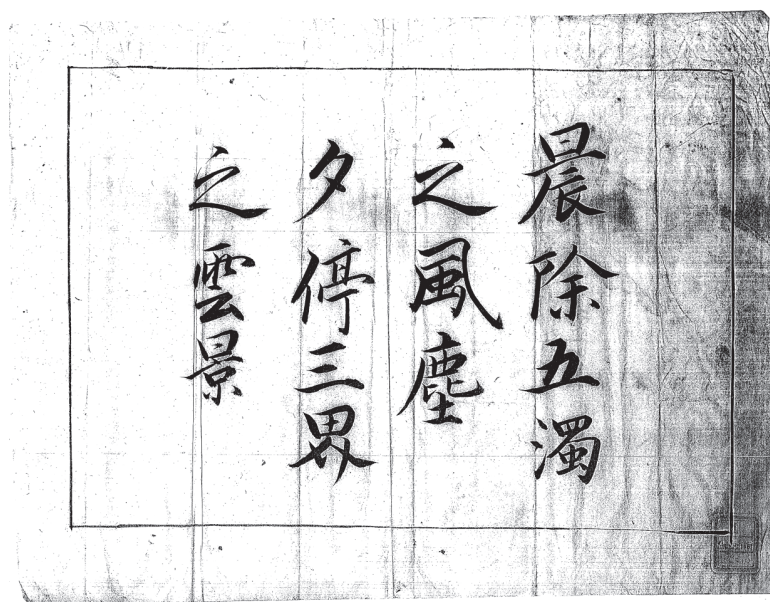
文書8 栢 1-10 天保8.8 町会所御用留
 田 (七) 中村氏御用留中の記載

柏崎市立図書館（田村文庫）所蔵

聞光寺半鐘関係文書

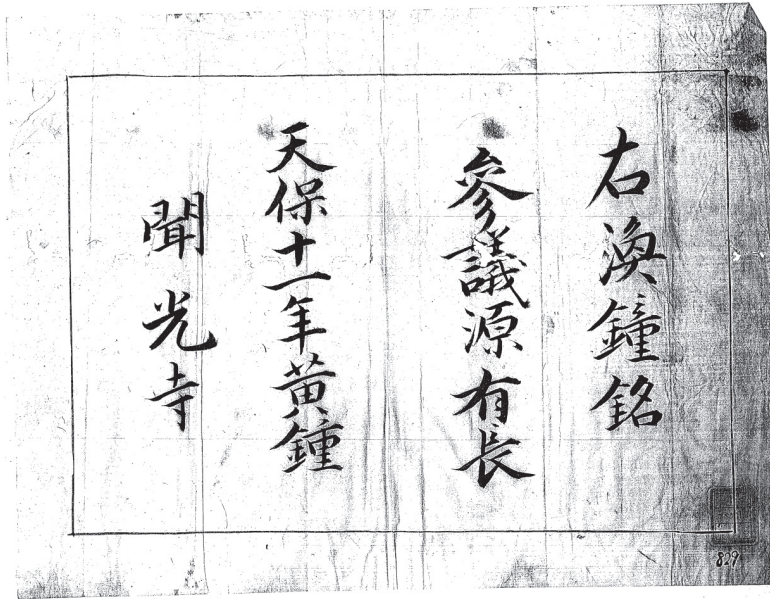
以下の文書9～12は梵鐘とは別の半鐘に関するものである。このうち田村愛之助『聞光寺梵鐘鑄造関係書類』の（八）綾小路卿銘文にあたる文書（文書9・10）は三紙から成っており、柏崎市立図書館では三紙それぞれに「1-819-1」「1-819-2」「1-821」の「整理番号」を付しているが、これには以下のa～cのような錯誤が認められる。

- a. 文書の内容からみて「1-819-2」と「1-819-1」は順序を逆にすべきである。
- b. 「1-819-1」「1-819-2」の「文書の名称」の「名」字は「銘」とすべきである。
- c. 「1-821」には独立した「整理番号」が付けられているが、この文書は「1-819」の「1」・「2」（正しくは「2」・「1」の順）に続く半鐘銘文の一部であるから、本来は「1-819-3」とすべきものである。



文書9-① 栢 1-819-2 半鐘（渙鐘）名〔銘〕

田 (八) 綾小路卿銘文



文書9-② 栢 1-819-1 半鐘(換鐘)名 [銘]

田 (八) 綾小路卿銘文



文書10 栢 1-821 半鐘用六字名号 田 (八) 綾小路卿銘文



文書 11 相 1-822 無量山役僧宛歌代作〔佐〕兵工半鐘請負書

田 (九) 鋳物師半鐘請負書



文書 12 相 1-820 半鐘寸法図 田 (十) 半鐘図形

**TAMURA Ainosuke's *Monkoji Bonsho*
Chuzo Kankei Shorui (*Documents*
on the Casting of the Large Temple Bell
in Monko-ji Temple) and the Bonsho
in Monko-ji Temple**

KATAOKA Naoki

2013年2月

新潟産業大学経済学部紀要 第41号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY
FACULTY OF ECONOMICS

No.41 February 2013